

「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアル実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」の制定について

1. 概要

法人タクシー事業の許可申請に対しては、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日国自旅第72号)に基づき処理を行うこととなっているが、令和7年4月3日に開催された第10回交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された、先行トライアルの実施に当たっての許可申請に関しては、以下のとおり取扱うこととする。

- 営業所及び休憩、仮眠若しくは睡眠のための施設として適切な規模・機能を有している施設を活用する場合は、当該施設が法人タクシー事業における施設の各要件に適合するものとする。
- 一般乗合旅客自動車運送事業における管理運営体制が整っている場合は、法人タクシー事業における管理運営体制の各要件に適合するものとする。
- 事業用自動車、最低車両数等の要件については、適用しないこととする。

2. 今後のスケジュール(予定)

公布:令和7年4月中

施行:公 布 の 日